

高知龍馬空港新ターミナルビル室内装飾製作等委託業務 質疑回答

番号	質 疑	回 答
1	図面にて黄色表示の木質化範囲（本体工事）とありますが、当事業と別途で整備を行うという認識でよろしいでしょうか？ その場合、室内装飾提案に影響するため、木質化の仕様（樹種・板幅・張り方・塗装色など）をご指示ください。	その認識で相違ありません。 木質化の仕様については下記の通りです。 <ul style="list-style-type: none"> ・樹種：高知県産杉（不燃処理材） ・板厚：t20 ・板長、板幅：900mm程度、200mm程度 ・張り方：下見板張 ・塗装：ウレタン塗装（クリア）
2	天井は木質化ありますでしょうか？	本体工事（別途工事）での天井木質化はありませんが、当事業は天井も含めた空間全体での高知らしさの演出を想定しておりますので、天井を木質化する提案も可能です。
3	不燃処理木材は使用を前提とした提案可能でしょうか？	不燃処理木材の使用を前提とした提案は可能です。
4	室内装飾は数年のサイクルで置き換えや入れ替えを想定した取付方法とする必要がありますでしょうか？	室内装飾について、数年サイクルでの置き換えや入れ替えは想定していません。

5	<p>高知らしさの土佐和紙などを組み合わせという要求がありますが、建築基準法の内装制限（本事工事での領域）はどのような前提で提案すればよろしいでしょうか？</p> <p>土佐和紙利用は必須でしょうか、提案がない場合審査上影響はありますか？</p>	<p>提案を求める範囲は内装制限の対象となりますので、不燃処理を行った仕上げ等、または装飾物等を採用した提案を想定しております。しかし、避難安全検証法等を利用することにより、内装制限を適用除外とした提案をすることも可能です。（本体工事の計画通知は避難安全検証法を利用していません。）</p> <p>また、土佐和紙の利用は必須ではありません。</p> <p>提案の審査方法は、「高知龍馬空港新ターミナルビル室内装飾製作等委託業務公募型プロポーザル審査要領」に示すとおりです。</p>
6	<p>内装制限はかかりますでしょうか？</p> <p>本体の建築確認は各種検証法は利用していますでしょうか？</p>	<p>提案条件はNo.5のとおりです。</p>
7	<p>当事業の施工は、建築完了検査以降でしょうか？</p> <p>または仮使用検査対象でしょうか？</p> <p>計画変更は発生しない範囲での提案とすることなど条件を提示願います。</p>	<p>本体工事と同時施工になります。</p> <p>提案条件はNo.5のとおりです。</p>
8	<p>今回の室内装飾品を、動かせるよう床置き、吊るす、浮かす設置とした場合は、あくまで什器・備品として、建築基準法の内装制限には抵触しないという認識でよろしいでしょうか？</p>	<p>建築基準法の内装制限の適用の有無は建築主事の判断によります。なお、提案条件はNo.5のとおりです。</p>
9	<p>資格要件（1）項において、高知県内に主たる営業所（本社又は本店など）と記載がありますが、営業所とは会社登記された本社、本店、支店、支社を指し、法務局登記の必要のない単なる営業所は不可という認識でよろしいでしょうか？</p>	<p>不可です。</p>
10	<p>資格要件（6）項において、総括責任者又は主任技術者は一級建築士の資格を有するとありますが、企画提案者に一級建築士がない場合は、共同企業体の構成員に資格所有者が配置できれば、参加資格を有するという認識でよろしいでしょうか？</p>	<p>そのとおりです。</p>
11	<p>資格要件（6）項において、企画提案者に直接雇用の形態（提案日より六か月前）の事実がある一級建築士を有することという認識でよろしいでしょうか？</p>	<p>統括責任者又は主任技術者として配置予定の一級建築士は、参加申込時点において、企画提案者又は協力事務所との直接雇用関係にある者としてください。</p>